

OneOffice サービス利用規約

本規約は、株式会社ビック東海（以下『当社』）が「OneOffice サービス」（以下『本サービス』）を契約者に提供する場合の提供条件を定めたものです。本サービスの契約者は利用契約の申込にあたり、本規約の内容を承諾するものとします。本サービスの利用は、本規約の内容を契約者が承諾している事を前提としています。

第1章 総則

第1条（適用範囲）

- 1.当社は、本規約に基づき本サービスを提供します。
- 2.当社が適宜定めた通知手段を用いて、随時、契約者に対して発表・通知される諸規定は、本規約の一部として構成されるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- 1.ドメイン・・・インターネットにおける、JPNIC 及び InterNIC で割り当てられる組織を示す論理名称
- 2.利用契約・・・本サービスの利用を希望する個人または法人が、本規約に基づくサービスの提供を受けるため、当社と締結する契約。
- 3.契約者・・・前項の「利用契約」を当社と締結した個人または法人。
- 4.利用料金・・・利用契約に基づく本サービス利用の対価。
- 5.課金開始日・・・本規約の第11条（利用契約の成立）に規定する「サービス開始日」を含む月の翌月1日。
- 6.サービス変更による料金変更日・・・契約者が本規約の第17条（契約内容の変更）1項に規定する変更申し込みをして、当社が承諾をした日によって決定する。ある月の前月の21日から、ある月の20日までに当社が変更申し込みを承諾した場合、翌月の1日がサービス変更による料金変更日となる。（例えば、2月21日から3月20日までに当社が変更申し込みを承諾した場合、4月1日がサービス変更による料金変更日）
- 7.契約満了日・・・課金開始日から起算して、本規約の第9条（契約期間）で規定する契約期間が経過した日。

第3条（契約者への通知）

- 1.当社から契約者への通知は、電子メール、書面またはホームページへの掲載等、当社が適当と判断する通信手段によって行います。
- 2.前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールで行う場合には、契約者の電子メールアドレスを保有するサーバに到着したことをもって通知が完了したものとみなします。
- 3.1項の規定に基づき、当社から契約者への通知をホームページへの掲載で行う場合には、当

社が定めたホームページに掲載された時をもって通知が完了したものとみなします。

第4条（規約の変更）

1. 当社は、契約者の了承を得ることなく本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の新規約によるものとします。
2. 前項の変更を行う場合、当社は、15日間の予告期間において、変更後の契約規約の内容を契約者に対して通知するものとします。但し、当社は契約者に予告期間なしに、利用料金を改定することがあります。

第2章 契約内容

第5条（利用契約の単位）

1. 利用契約は別途定める本サービスの種類ごとに締結されるものとします。
2. 本サービスを一契約者で複数契約する場合は、複数の利用契約を結ぶものとします。
3. 当社は提供するサービスごとに少なくともひとつのドメインを設定し、ドメインを利用契約単位とします。

第6条（サービスの内容）

1. 本サービスにて提供するサービス内容の詳細は、別に定めるものとします。また、サービス内容の詳細は、当社が必要と判断した場合、契約者の承諾なしに変更することがあります。

第7条（ネームサーバの指定）

1. 本サービスは、当社指定のネームサーバを使用し、当社の承諾を得ずにネームサーバを更新することはできないものとします。

第8条（ソフトウェアの使用条件の遵守）

1. 契約者は、本サービスの利用に関して当社の提供するソフトウェアを利用する場合には、当社が必要に応じそのソフトウェアに関して定める使用条件を遵守するものとします。
2. 本サービスの利用に関して当社の提供するソフトウェアの著作権は、当社もしくはソフトウェア提供事業者に帰属するものとします。

第9条（契約期間）

1. 本サービスの利用契約期間は3ヶ月または6ヶ月または1年とします。

第3章 利用契約

第 10 条（利用申込）

1. 利用契約の申込をする契約者は、本規約を確認して同意したうえで、当社が別に定める申込関連様式に必要事項を記入して当社に提出するものとします。

第 11 条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用契約は、申込承認日に成立するものとします。
2. 当社は、申込承認日以降速やかに、契約者に対してサービス提供金額を請求するものとします。
3. 契約者からの本サービスの提供金額の支払いを当社が確認した後、別途当社が通知する「サービス開始日」をもって本サービスが開始されるものとします。

第 12 条（申込を承認しない場合）

1. 当社は、利用契約の申込者が次の項目に該当する場合には、利用契約の申込を承認しない場合があります。
 - (1) 利用契約の申込に際し、虚偽の届出をしたことが判明した場合
 - (2) 申込者が利用契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 申込者が未成年等に該当し、申込に際して法定代理人等の同意等を得ていない場合
 - (4) 当社の競合他社等、事業上の秘密を調査する目的で契約を行おうとしていることが判明した場合
 - (5) 第 18 条（サービスの停止）のいずれかの事由に該当するおそれがある場合
 - (6) その他、当社が利用契約の締結を適当でないと判断した場合

第 4 章 契約変更

第 13 条（契約の継続）

1. 当社は、契約満了日を含む月の前月の 20 日までに、契約者に対して、契約満了日以降のサービス契約の継続意思および次期契約期間について、確認の通知をするものとします。
2. 契約者は、前項の確認に対して、契約満了日を含む月の 10 日までに当社の定めた方法で当社に回答をすることとします。10 日までに回答がない場合は、当該契約満了までの契約と同期間の次期契約を申し込んだものとみなします。
3. 当社は、契約者が前項の回答において、サービスの継続を希望する場合もしくは、回答がない場合、当該の請求書を発行するものとします。
4. 請求書を受領した契約者は、契約満了日の 2 日前までに次期契約期間の提供料金を当社に支払うこととします。
5. 当社は、原則として利用期間の満了の 2 日前迄に継続契約に該当する利用料金の支払いがない場合、本サービスの利用期間完了の当日をもって、契約者に対して通知なしにサービスの提供を一方向的に停止する場合があります。

6. 契約者は金融機関の休日等の理由によって利用料金の支払が遅れる場合、当社に対して支払いの遅延が発生する旨の申請があった場合だけ、契約満了日から起算して7日後の日迄、当社は本サービスの継続提供を認めるものとします。当該の申請があった場合でも、7日後の日を過ぎた時点で利用料金の支払いが確認できない場合、契約者は一時的なサービス停止を行うことを認めるものとします。

第14条（法人契約上の地位の承継）

1. 相続または法人の合併、分割等により契約者の地位が承継された場合、当該地位を承継した契約者は、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。
2. 第8条（申込を承認しない場合）の規定は前項の場合についても準用します。

第15条（契約上の地位の譲渡）

1. 当社は、契約者に対する通知をし、譲受人に利用契約上の義務の承継をさせることを前提に、利用契約上の地位を譲渡することができます。

第16条（契約者の名称等の変更）

1. 契約者は、その氏名、名称、住所、担当者等に変更があったときは、変更が生じたときから7日以内に、当社の定める手段でその旨を通知するものとします。

第17条（契約内容の変更）

1. 契約者が利用契約の種類及び内容等を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に対し変更を申し出るものとし、当社から当該申出を承諾する旨の通知を発信した時に変更の効力が生じるものとします。但し、第12条（申込を承認しない場合）1項各号のいずれかに該当する場合には、当社は変更を承諾しない場合があります。この場合は契約者にその旨、通知します。
2. 前項に基づき、契約者が契約内容を変更する場合、利用料金が減少する場合には、次回のサービス継続期間より新料金を適用するものとし、当社に支払済みの利用料金の返還等は致しません。
3. 本条1項に基づき、契約者が契約内容を変更する場合、利用料金が増加する場合には、第2条6項で規定する「サービス変更による料金変更日」から新料金を適用するものとします。この場合、変更前の利用料金の契約期間分を本サービスの契約期間の月数で除して旧料金期間の月数を掛けた金額と、変更後の利用料金の契約期間分を本サービスの契約期間の月数で除して残期間の月数を掛けた金額の和と、すでにお支払いいただいた金額の差額を、当社が契約変更を承諾した日から30日以内に支払うものとします。

第5章 提供の停止、中止および終了

第 18 条（サービスの停止）

1. 当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合には、利用契約に基づくサービスの提供を何ら事前に通知および勧告することなく停止することがあります。

(1) 利用契約に基づくサービスの料金、割増金または遅延損害金等を支払期限が経過してもなおお支払わないとき

(2) 国内外の諸法令または公序良俗に反する様態においてサービスを利用したとき

(3) 風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年の利用を制限する情報を流したとき、またはそれに類するかあるいは当社が不適当と判断した情報を流したとき

(4) 当社、他の契約者または第三者の著作権、財産、プライバシーを侵害する場合

(5) 当社、他の契約者または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき

(6) 利用契約の申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(7) その他当社が契約者として不適当と判断した場合

第 19 条（サービスの緊急停止）

1. 当社は、契約者がメーリングリストシステムや CGI などの利用によって、著しい負荷や障害をシステムに与えることによって、正常なサービス提供が行えないと判断した場合、契約者のシステムを強制的に緊急停止する場合があります。契約者の利用が合法的でかつ技術的に問題なく、当社の定義するいずれの禁止事項に抵触しないものであっても、契約者は、当社の事由に基づく緊急停止を認めるものとします。

2. 当社は、本サービスの利用に伴うシステムの稼働が契約者に著しい損害を受ける可能性を認知した場合、契約者に通告なく、システムの緊急停止を行う場合があります。契約者は、このような緊急停止があることを承認するものとします。

3. 当社は、原則として契約者側のサービスの緊急停止要請を受付けません。

4. サービスの緊急停止ができなかったことによって契約者が損害を被った場合も、当社は一切の賠償責任を負いません。

第 20 条（サービスの中止）

1. 当社は次の各号に該当する場合には利用契約に基づくサービスの提供を中止することがあります。

(1) 本サービス用の設備の保守上または工事上やむを得ないとき

(2) 本サービス用の設備にやむを得ない障害が発生したとき

(3) 天災、その他の不可抗力事由が発生した場合、もしくは発生する恐れがある場合

(4) 当社が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断する場合

2. 当社は前項各号の規定によりサービスの提供を中止するときはその旨をあらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 21 条（サービスの廃止）

1. 当社は、都合により本利用契約に基づくサービスの一部または全部を廃止することがありま

す。

2. 当社は、前項の規定によりサービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止の2ヶ月前までに当社の提供する手段によりその旨を通知します。ただし、天災その他不可抗力等の、当社の責に帰すべきでない事由により廃止せざるを得ない場合は、この限りではありません。

第22条（契約者からの解約）

1. 契約者は当社に対し、当社の定める手段で通知することにより利用契約を解約することができます。当該解約の効力が発生する日は、当該通知が当社に到着した日によって決定します。ある月の前月の11日から、ある月の10日までに当社に到着した場合、その月の末日に当該解約の効力が発生します。（例えば、2月11日から3月10日までに当社に解約通知が届いた場合、3月末日に解約の効力が発生）

2. 契約者は、前項の規定にかかわらず、第20条（サービスの中止）1項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係わる契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解約することができます。当該解約の効力は当該通知が当社に到着した日にその効力が生じるものとします。

3. 契約者は、第4条（規約の変更）の規定に基づく本規約の変更を承諾できない場合にも、当該契約を解約することができます。当該解約の効力は当該通知が当社に到着した日にその効力が生じるものとします。

第23条（当社からの解約）

1. 当社は、第18条（サービスの停止）の規定により利用契約に基づくサービスの利用を停止された契約者が速やかにその事由を解消しない場合もしくは、第29条（契約者の義務）3項から7項までのいずれかに違反した場合は、利用契約を解約することがあります。

2. 当社は、契約者が第18条（サービスの停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事由が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定めるサービスの停止をすることなく利用契約を解約することがあります。

3. 当社は、契約者が本規約に違反している場合、および当社が契約者に違反の通知をした後、契約者が速やかに違反を解消しない場合には、利用契約を解約することがあります。

4. 当社は、前2項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の通知あるいは催告をしない場合があります。

第6章 サービス提供料金等

第24条（契約者の支払義務）

1. 契約者は、別途定めた利用料金を当社の定める方法で支払うものとします。

2. 利用料金の支払義務は、第11条（利用契約の成立と利用開始日）の規定により利用契約が成立したときに発生します。

3. 利用料金は、第2条6項に規定する課金開始日から発生します。
4. 原則として、申込承認日から課金開始日の前日までの非課金期間内において利用契約を解約した場合でも、契約者は、本条2項の利用金額の支払義務を負うものとします。

第25条（利用料金の請求）

1. 当社は、契約者からの申込みを確認後、速やかに契約者に対して利用料金を請求します。
2. 前各項の定めにより利用料金の請求を受けた契約者は、請求書に指定する支払期限までに消費税相当額を加算した利用料金を支払うものとします。なお、振込手数料等の料金は契約者負担とします。

第26条（料金の払い戻し）

1. 第18条（サービスの停止）の規定によりサービスの提供が停止された場合における当該停止期間のサービス提供料金は、当社からサービスが提供され続けたものとして取り扱います。
2. 第19条（サービスの中止）の規定によりサービスの提供が中止された場合において、サービスの利用が全くできない状態であることを当社が知った時から24時間未満の利用不能の場合は、サービス提供料金は返却しません。24時間以上の場合は、第32条（利用不能の場合におけるサービス提供料金等の返却）に定めるところによります。
3. 第21条（サービスの廃止）の規定によりサービスが廃止された場合において、当社は、契約者が支払済みの、サービス廃止日から起算して当該契約満了日までの期間に相当するサービス提供料金を払い戻します。
4. 利用契約が第22条1項に基づき解約されたときは、当社は、既に受領した利用料金の払い戻し等は一切おこなわないものとします。
5. 利用契約が第22条2項または3項に基づき解約されたとき、当社は、契約者が支払済みの、当該契約の解約があった日から起算して当該契約満了日までの期間に相当するサービス提供料金を払い戻します。
6. 利用契約が第23条に基づき解約されたとき、当社は既に受領した利用料金の払い戻し等は一切おこなわないものとします。

第27条（遅延損害金）

1. 契約者は、料金等または割増金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第7章 義務および責任

第28条（ID及びパスワード）

1. 当社は、契約者に対して、書面にて管理者用アカウントのユーザーIDおよびパスワードを通知します。

2. 契約者は、当社が提供した管理者用アカウントのユーザーID およびパスワードの管理の責任を負うものとし、これらの情報を紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとし、

3. 契約者は、当社が提供した管理者用アカウントのユーザーID およびパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。但し、当社の故意または重大な過失により、当社が提供した管理者用のユーザーID およびパスワードが他社に利用された場合はこの限りではありません。

4. 管理者用アカウントのユーザーID とパスワードの電話による問合せに関しては、別途当社が定める通信方法によってのみ回答するものとし、契約者は、当社が即時の回答をできないことがあることを承諾するものとし、

第 29 条（契約者の義務）

1. 契約者は本サービスを利用するにあたり、当社のサーバ上に登録する情報を契約者の責任において保管するものとし、当社が行う、データのバックアップは契約者の情報の完全な安全を保証しないことを承諾するものとし、

2. 契約者は当社コンピュータ設備への不法侵入・情報破壊行為、情報盗難行為等のいわゆる「クラッキング」行為を認識した場合は、速やかに当社に届け出るものとし、

3. 契約者は「クラッキング行為」をしてはならないものとし、

4. 当社が契約者の本サービスの利用方法が不適切であると判断した場合には、契約者は当社の技術上あるいは運用上の勧告に従い適切な対処を行うものとし、

5. 契約者は「ネチケット」と呼ばれる、インターネットの利用上の慣習に従い、第三者と共有するインターネットを相互に快適に利用することにつとめるものとし、

6. 契約者は「SPAM-MAIL（不特定多数のメールアドレスに一斉同報のメールを送付すること）」を行わないものとし、

7. 契約者は、本規約の規定を遵守する義務が生じます。

第 30 条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、他者（国内外を問いません）に対して損害を与えた場合及び他者からクレームを受けた場合、自己の責任と費用をもってこれを処理解決するものとし、

2. 契約者が、本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合及び他者に対しクレームを通知する場合においても、前項と同様とし、

3. 契約者は、その故意または過失により当社に損害を被らせたときは、当社に対し、当該損害を賠償する義務を負います。

第 31 条（秘密保持）

1. 当社は、本サービスの提供する上で知り得た契約者の秘密を日本国における法令、条例、法律に基づいた場合を除いて正当な理由なく他者に漏らしません。

2. 当社は、電子メール通信履歴に関しては、次項の場合を除いて、原則として契約者と第三者のいずれにも公開しないものとします。
3. 当社は、公安当局からの捜査上の要請に基づいて書面による正式な協力要請等があった場合、契約者の合意をとらずに通信履歴を開示する場合があります。
4. 本条の規定は、本契約の終了後も有効に存在するものとします。

第 32 条（利用不能の場合におけるサービス提供料金等の返却）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において当社の責に帰すべき事由により利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを、当社が認知した時点から起算して 24 時間以上サービスが利用できなかったときに限り、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態であることを当社が知った時からサービスが再び利用できることを当社が確認した時までの時間を 24 で除した数（小数点以下切り捨て）に 1 ヶ月分に相当するサービス提供料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を上限として返却します。ただし、契約者は当該請求をなしえることとなった日から 4 週間以内に当該請求をしなかったときはその権利を失うものとします。
2. 利用契約成立後、サービス課金開始日にサービスの提供が間に合わない場合は利用不能日数と同等の利用期間の延長をするものとし、料金の払い戻しは行いません。

第 33 条（免責）

1. 当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとします。但し、契約者が、本サービスの利用に関して、当社の故意または重大な過失に基づき、損害を被った場合についてはこの限りではありません。
2. 当社は契約者が本サービスを利用して提供する情報コンテンツの審査に関しての責任は一切負いません。
3. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性及び適法性を保証しません。
4. 当社は契約者が本サービスを利用して第三者との間で法律的または社会的な係争関係に置かれた場合でもこれら係争の一切の責任を負わないものとします。

第 34 条（損害賠償額の制限）

1. 本サービスの利用に関し、本規約に基づき当社が損害賠償義務を負う場合、当社は契約者に現実に生じた通常の直接損害に対して、契約者が当社に本サービスの対価として過去 1 年間に支払った総額を限度額として、賠償責任を負うものとします。但し、逸失利益及び間接損害等の特別の事情により生じた損害については、当社は賠償責任を負いません。

第 8 章 雑則

第 35 条 (準拠法)

1. 本規約 (本規約に基づく利用契約も含む。以下同じ) に関する準拠法は、日本法とします。

第 36 条 (個人情報の保護)

1. 契約者が、本サービスを利用して個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律、主務官庁のガイドライン、地方条例、その他関連諸法令を遵守しなければなりません。また、当社は、必要に応じて契約者自身の個人情報の取り扱いに関する規定を定めるものとします。

第 37 条 (管轄)

1. 本契約に関する紛争につき、当社および契約者は、当社の本社所在地における地方裁判所を第一審の専属的管轄権を有する裁判所とすることに合意します。

第 38 条 (ドメイン名)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたってお使いになるドメインを、本サービスを申し込む時、1 つの契約につき 1 つ指定し当社に通知するものとします。すでにお持ちのご自身のドメイン、使用する権限をお持ちの第三者のドメイン、または次項によって新たに登録するドメインのいずれかを指定することができます。なお、一旦指定したドメイン名は、本利用契約お申込後変更することはできません。

2. すでにお持ちのご自身のドメインまたは使用する権限をお持ちの第三者のドメインをお持ちでない場合、当社は、「ドメインの取得・利用・維持管理サービスに関する特約」に基づいて、契約者が希望するメインについての登録申請事務手続の代行サービスをご提供いたします。なお、当該代行サービスは、お客様が本サービスのご利用の際にお使いになるドメインに限り、提供します。

第 39 条 (協力義務)

1. 本規約に定めのない事項については、当社と契約者は、誠意をもって協議し、解決するように努力するものとします。

付則(平成 16 年 2 月 17 日)

この約款は、2 月 17 日より実施します。

付則(平成 16 年 4 月 13 日)

この改正規定は、4 月 13 日より実施します。

ドメインの登録・利用・維持管理サービスに関する特約

本特約は、当社が「OneOffice サービス」に関連して、ドメインの登録・利用・維持管理サービスを提供する際の特約事項を定めたものです。本特約は、OneOffice サービス規約の一部として構成されます。

第1条（ドメイン登録申請事務手続の代行サービス）

1. 当社は、契約者のドメイン登録申請手続の代行サービスを、「OneOffice サービス規約」第38条（ドメイン名）に基づいて当社が定める特定のドメイン管理団体に対して行います。なお、ご希望のドメインをご登録することができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

第2条（ドメインの利用サービス）

1. 第1条に規定したドメイン登録手続の完了後、通常およそ2週間経過すると登録したドメインで本サービスをご利用いただくことができるようになります。ただし、この期間は、インターネットに接続されているDNSサーバを管理する事業者等の都合により前後することがありますので、あらかじめご了承ください。

2. 契約者が当社以外の事業者等が提供するサービスを使用して取得したドメインに対して、本サービスをご利用いただくためには、そのサービスを提供していた業者等がドメイン管理団体等に対して一定の手続を行う必要がある場合があります。万一、その事業者等の適切な協力が得られず、そのドメインで本サービスをご利用いただくことができない場合、当社はこれによりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

第3条（ドメインの登録を維持するためのサービス）

1. 当社は、お客様が本サービス利用にあたりご使用になるドメインのドメイン管理団体における登録を維持するために必要なサービスをご提供いたします。

第4条（ドメイン管理団体の制限）

1. 当社は、「OneOffice サービス利用規約」第38条（ドメイン名）および本特約第1条（ドメイン登録申請事務手続の代行サービス）、第2条（ドメインの利用サービス）、第3条（ドメインの登録を維持するためのサービス）に規定するサービスを実施するにあたり、当社が別に定めるドメイン管理団体に対して当該サービスを申請代行することにより、契約者に対してサービスを提供します。当該サービスの利用にあたっては、当該ドメイン管理団体のドメイン管理方法に従うものとします。

第5条（本特約の変更）

1. 当社は、契約者の了承を得ることなく本特約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の新規約によるものとします。

第6条（ドメイン登録代行サービス等に関する免責）

1. 当社は、ドメイン登録代行サービス等に関して、当該サービスが遅延する、もしくは当社がそのサービスをご提供しなかったこと、またはドメイン管理団体における手続が遅延する、または手続が完了しないことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第7条（規定のない事項）

1. 本特約に規定されていない事項については、OneOffice サービス規約に従います。

付則(平成 16 年 2 月 17 日)

この特約は、2 月 17 日より実施します。